

新公審査答申（個）第48号
令和5年9月14日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和5年3月17日付け、新行経第553号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和3年10月14日付け新人第994号の2により行った非開示決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 個人情報の開示請求

令和3年9月30日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対し、令和3年9月30日までに実施機関が公文書を間違え、補正をしないで手続きを進め対応した事がわかるもの（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 実施機関の決定

令和3年10月14日、実施機関は、本件請求保有個人情報について、令和3年9月30までにおける審査請求人への対応記録と特定し、本件請求の公文書は作成していないとして、非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年10月27日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和5年3月17日、実施機関は、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

「一部開示の処分の公文書を間違え、事実を無視した処分を、審査庁も公文書を間違え私に補正させない処分。受付で補正をしないと、教唆・幫助として公文書の間違いをわざと補正しないのに処分。」

なお、審査請求人から反論書の提出はない。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

請求内容は、審査請求人が当課窓口または当課への電話において自身が話した内容を当課が文書として記録することを前提に、その記録文書の開示を請求するものでありますが、令和3年9月30日までの対応については、審査請求人に関する記録文書が存在しないため、非開示決定としたもの。

記録文書については、審査請求人が当課に対して話した内容は、職員の処分や謝罪に言及するのみであり、既に聞いたことがある内容も多く含まれていること、また、必要に応じて記録文書を作成するものであることから、当課の判断で記録文書は残していないもの。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件請求の対象となる保有個人情報に係る文書が存在しないことを理由に本件決定を行ったところ、審査請求人から本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、審査請求人及び実施機関の主張の妥当性について検討する。

2 本件決定の妥当性について

- (1) 本件請求は「実施機関が公文書を間違え、補正をしないで手続きを進め対応した事がわかるもの」とあり、その請求に対し、実施機関は、請求に係る公文書を作成していないとして本件決定をしている。

当審査会は、本件請求保有個人情報の特定について実施機関に確認したところ、審査請求人から本件請求を受付した際に口頭で確認しており、令和3年9月30日までの過去5年間における窓口や電話にて対応した時の記録と特定したとのことであった。

- (2) 念のため、当審査会は、実施機関に、市民からの窓口や電話での対応について、その内容を記録する等の規定や事務の取扱いの有無を確認したところ、必要に応じて作成するもので、記録を求める旨の規定はないとのことであった。

- (3) したがって、実施機関が行った本件決定は妥当である。

3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和5年 3月30日	実施機関の諮問書を受理
令和5年 7月10日	審査会開催（第1回）
令和5年 8月23日	審査会開催（第2回）
令和5年 9月 6日	審査会開催（第3回）

（第3部会）

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子